

青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1 融資対象の要件

- (1) 要綱2の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 要綱2(1)の「倒産企業」とは、破産、再生手続き開始、更正手続き開始、整理開始、特別清算開始、金融機関の取引停止処分の発生等により支払不能が確実となった企業をいう。
- (3) 要綱2(2)の「従業員の雇用維持等一定の要件」とは、次のいずれかをいう。
 - ア 承継する事業の従業員の過半数を、承継する事業に勤務していた従業員の中から雇用するもの
 - イ 承継する事業等と従前から取引していた企業との取引額の過半の取引を維持するもの
 - ウ 承継する事業等と従前から取引していた企業との企業数の過半との取引を維持するもの
- (4) 要綱2(3)の要件において、赤字企業の場合は、赤字幅の減少割合で要件を判断するものとする。
- (5) 要綱2(4)の「地震、大雨災害等突発的な事態」とは、次のいずれかをいう。
 - ア 地震や大雨等、県内広域で被害が発生したものととして県が認める災害により、被害を受けたもの
 - イ 事業施設において、アスベストの使用が判明し、除去等の措置の必要が生じたもの
- (6) 要綱2(5)の「金融機関や再生支援機関等の支援が得られており事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの」とは、次のいずれかをいう。
 - ア 金融機関からの支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められ、再生支援協議会等の指導又は助言を受け、事業の再生を図るもの（事業再生円滑化関連保証制度を利用することが必要。）
 - イ 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行って事業の再生を図るもの（事業再生保証制度を利用することが必要。）
 - ウ 各金融機関の企業支援室等経営相談・支援部署及び青森県信用保証協会の指導を受けて、経営の安定化を図るもの

2 経営力向上割引

（融資条件）

- (1) 要綱3(2)における「割引適用要件」とは、融資を受けた者が、試算表及び資金繰り表（以下「試算表等」という。）を四半期毎に、各四半期の翌月末までに取扱金融機関に対して提出することをいう。（但し、取扱金融機関の求めに応じて速やかに提出する場合を含むこととする。）
- （割引適用除外）
- (2) 要綱3(2)の「割引適用要件を欠くに至った場合」とは、(1)による試算表等の提出を怠った場合（取扱金融機関が看過できない程度に提出が遅延した場合を含む。）及び提出した試算表等の内容に疑義があり、金融機関の指導に従わない場合をいう。
 - (3) (2)の場合には、金融機関の判断により、要綱3(2)により、割引適用を除外するものとする。

3 融資の手続き

要綱2(5)の要件において融資を受けようとする者は、原則として融資を行う金融機関、金融債務を有する金融機関及び信用保証協会等との間の協議等を、自らが主体となって整えるものとする。

4 報告

- (1) 商工会議所会頭又は商工会会長は、要綱5により推薦した場合は、要綱8に基づき別紙様式1により、県及び青森県信用保証協会の所轄の本所（保証課）又は支所に速やかに報告するものとする。
- (2) 信用保証協会は、要綱8の規定に基づき、毎月の貸付状況について別紙様式2により翌月の10日までに県に報告するものとする。

(別紙様式1)

青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度に係る推薦報告書

平成 年 月 日

青森県商工労働部長
殿
青森県信用保証協会会長

商工会議所会頭
商工会会長

下記の企業については、本制度の融資対象の要件に該当すると認められるので、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度取扱要綱5により推薦したので、要綱8及び取扱要領3に基づき報告します。

記

(単位：千円)

通し 番号	企 業 名	企業所在 市町村名	業 種	申 込 金 額	借入予定 金融機関	借入希望 時 期	備 考
				(1) (2) (3)ア(又はイ) (3)ウ(又はエ) (4) 計			
				(1) (2) (3)ア(又はイ) (3)ウ(又はエ) (4) 計			

(※ 申込金額欄には要綱2(1)～(4)それぞれに係るもの及びその計を記載してください。)

(注) 企業所在市町村名とは、個人企業の場合は住民登録上の住所地、法人企業の場合は本店所在地の市町村名をご記入下さい。

